

一般廃棄物処理計画 (ごみ処理基本計画)

令和3年3月

福島県昭和村

目次

第1章	計画の概要	- 1 -
1	計画策定の趣旨	- 1 -
2	計画の位置づけ	- 1 -
3	計画の期間	- 1 -
第2章	昭和村の概要	- 2 -
1	位置、地勢及び気象	- 2 -
2	人口	- 3 -
3	産業	- 5 -
第3章	ごみ処理の現況と課題	- 6 -
1	ごみ処理事業の沿革	- 6 -
2	ごみ処理の現況	- 7 -
3	ごみ排出量の推移	- 10 -
4	ごみ処理の評価	- 12 -
5	ごみ処理の課題	- 12 -
第4章	計画の基本方針	- 13 -
1	基本的な考え方	- 13 -
2	基本方針	- 13 -
第5章	計画の目標値	- 14 -
1	ごみ排出量の予測	- 14 -
2	計画の目標値	- 14 -
第6章	計画の基本施策	- 15 -
1	体系図	- 15 -
2	基本施策	- 15 -
第7章	計画の進行管理	- 19 -
付 録	用語の解説	- 20 -

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

村では、資源ごみの対象品目の拡大、分別方法やごみの出し方の周知等により、村民に協力を得ながら、ごみの適正処理及び再資源化を進めてきました。しかしながら、人口の減少に反して、ごみの総量は増加傾向にあることから、ごみ減量化に向けた施策を更に推進していく必要があります。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会は、生産、流通、消費、そして廃棄物処理の過程で多くの資源・エネルギーを消費し、多大な環境負荷をもたらしています。先人が築いてきた自然豊かで美しい環境を子や孫の代まで長く継続するには、一人ひとりがライフスタイルを見直し、より環境へ配慮した生活へと転換していかなければなりません。

本計画は、村民・事業者・行政がそれぞれの役割や責任を自覚しながら、循環型社会の実現に向けて取り組んでいくための指針として策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 上位計画等との関係

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」等の関連法令に基づき一般廃棄物の減量化や適正処理に向けて、総合的かつ計画的に施策の推進を図るために策定するものです。

なお、本計画は「第6次昭和村振興計画」等の上位計画や関連計画との整合を図りつつ、本村の一般廃棄物処理（ごみ処理）行政における総合的な指針として位置づけるものです。

(2) 対象区域

本計画の対象区域は、本村の行政区域全域とします。ただし、効率的なごみ処理等を行うためには広域的な対応も必要ことから、会津若松地方広域市町村圏整備組合（環境センター）に加入している市町村や、関係機関との連携を図りながら推進していくものとします。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

（循環型社会形成推進基本法）

第三十二条 地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、本計画は概ね5年で見直しを行うほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直すものとします。

2 人口

国勢調査にみる本村の人口は、大正9年の第1回調査においては3,408人でその後、昭和30年の4,810人をピークに減少傾向が続き、令和2年10月1日では1,182人となっています。人口構成上高齢者が多いため、死亡数が出生数を上回る「自然減」により、人口減少は今後も続く見込みです。

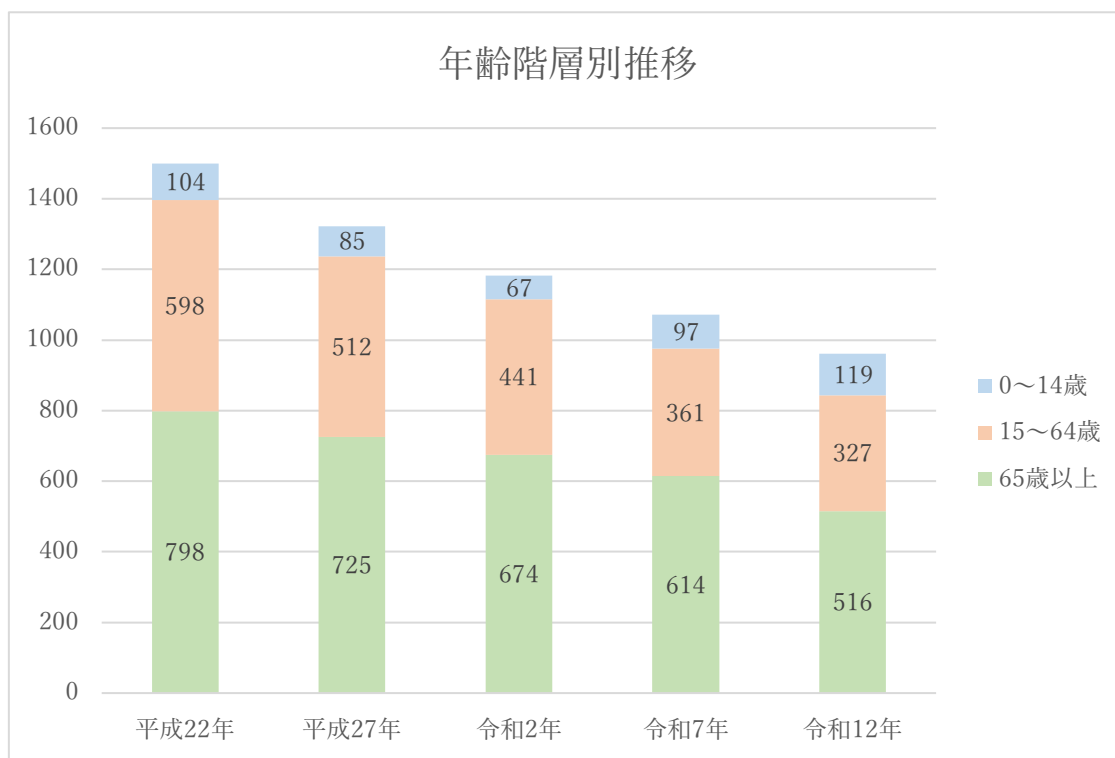
65歳以上の人口は、令和2年10月1日において674人で、高齢化率は57.0%となっており、本村の高齢化率は福島県の平均に比べかなり高い値を示しているといえます。しかし、村独自の推計によると、高齢化率は令和7年をピークに低下していく見込みです。

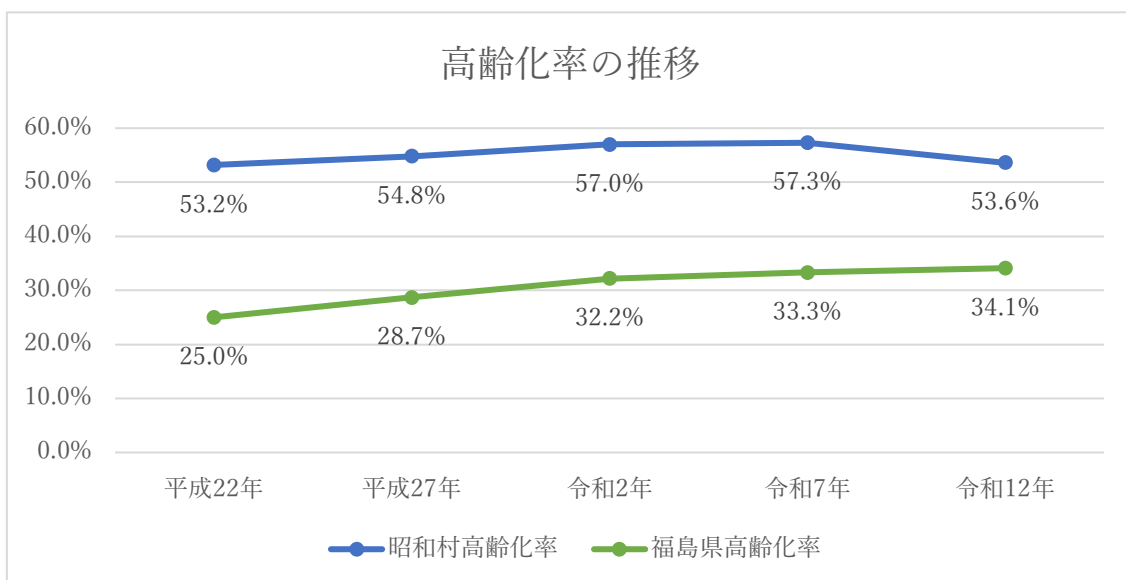
人口の推移

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
0～14歳	104	85	67	97	119
15～64歳	598	512	441	361	327
65歳以上	798	725	674	614	516
人口計	1,500	1,322	1,182	1,072	962
昭和村高齢化率	53.2%	54.8%	57.0%	57.3%	53.6%
福島県高齢化率	25.0%	28.7%	32.2%	33.3%	34.1%

資料：平成27年以前は国勢調査、令和2年は福島県推計人口（10月1日現在）
令和7年以降は第6次昭和村振興計画推計人口、福島県人口ビジョン

年齢階層別推移





3 産業

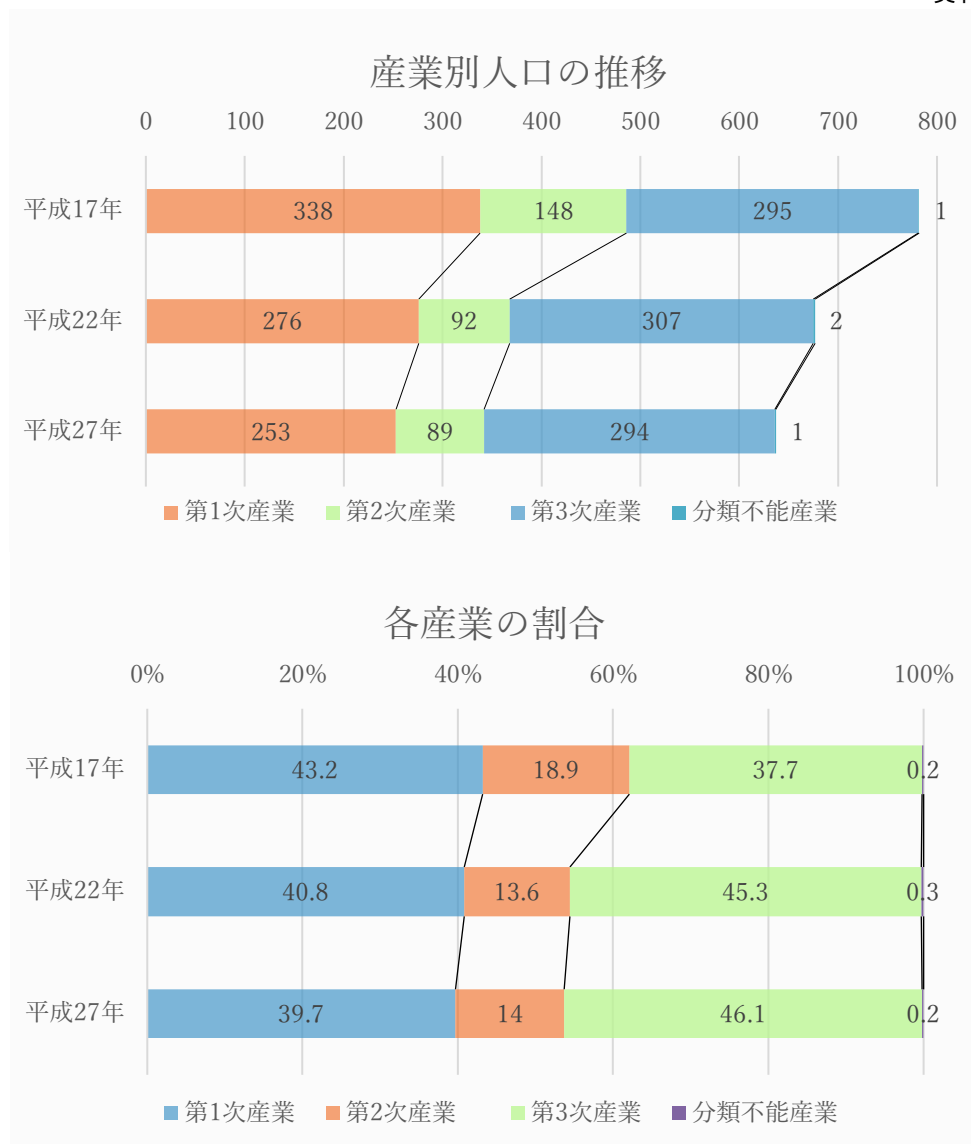
本村の基幹産業は従来農林業であり、平成17年には第1次産業就業者数が338人でしたが、平成27年には253人に減少しています。稲作に関しては、兼業化や従事者の高齢化により厳しい状況にあります。花き栽培は盛んであり、なかでも夏秋期の「かすみ草」の生産量は日本一で、販売額は全国でも有数となっています。

商工業については、人口減少に伴い厳しさを増しています。今後は自然条件を活かした農業の振興と観光資源の効果的な活用が望まれます。

産業別人口の推移

分類	平成17年		平成22年		平成27年	
	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)	就業者数(人)	構成比(%)
総数	782	100	677	100	637	100
第1次産業	338	43.2	276	40.8	253	39.7
第2次産業	148	18.9	92	13.6	89	14.0
第3次産業	295	37.7	307	45.3	294	46.1
分類不能産業	1	0.2	2	0.3	1	0.2

資料：国勢調査



第3章 ごみ処理の現況と課題

1 ごみ処理事業の沿革

年度	三島町外二町一ヶ村 衛生処理組合	会津広域 事業組合	一 般 的 事 項
S 39	組合設立		三島町、柳津町、金山町、昭和村
S 42	し尿処理施設操業開始		し尿収集開始（組合）
S 49	ごみ処理施設操業開始		ごみ収集開始（委託）
S 59	し尿処理施設廃止	し尿処理業務 組合に加入	
H 9			容器包装リサイクル法施行 スチール・アルミ缶・ペットボトル の分別収集開始
H11			無色ガラス瓶の分別収集開始
H12			茶・その他ガラス瓶・ダンボール・ 白色トレイの分別収集開始
H13			家電リサイクル法施行（テレビ、冷 蔵庫、洗濯機、エアコン）
H14	ごみ処理施設廃止	ごみ処理業務 組合に加入	
H15			紙パック・その他の紙の分別収集開 始
H17	年度末で、し尿汲み取 り業務終了		プラスチック製容器包装の分別収 集開始
H18	9 月末日解散	8 月末日解散	広域事業組合業務は広域市町村圏 整備組合（環境センター）へ引継
H21			家電リサイクル対象物に液晶・プ ラズマテレビと衣類乾燥機が追加
R2			すみれ荘前に古紙類のリサイクル ボックス設置
R3			すみれ荘に使用済み小型家電の回 収箱設置

2 ごみ処理の現況

(1) 家庭系ごみの分別区分及び出し方

区 分		品 目	排出方法	排出場所
燃えるごみ (可燃ごみ)		生ごみ、布類、毛糸類、皮製品類、ゴム類、木材、資源物以外の紙類等	指定の袋	ごみステーション
燃えないごみ (不燃ごみ)		金属類、陶器類、ガラス、硬質プラスチック等	指定の袋	ごみステーション
		針・釘等の小さい危険物、乾電池	コイン電池はテープを貼って絶縁	地区集会所・役場等の回収容器
資源 ごみ	古 紙 類	新聞紙、雑誌、広告等チラシ、段ボール、紙製容器包装	ひもで縛る	ごみステーション・リサイクルボックス
	缶 類	飲料用缶、缶詰缶、のり缶、菓子缶、ミルク缶	指定の袋	ごみステーション
	び ん 類	飲食用の空きびんで、無色透明、茶、青・緑、黒の4つに分別	コンテナ	ごみステーション
	ペットボトル	飲料用や酒類、調味料の入っていたもの	エコバック	ごみステーション
	プラスチック製容器包装	トレイ、卵パック、レジ袋、発泡スチロール等	指定の袋	ごみステーション
	小型家電	電話機、CDプレーヤー、デジタルカメラ、カーナビ、パソコン、ゲーム機等		すみれ荘の回収箱
粗 大 ご み		家具類、ガスレンジ、楽器、自転車、バイク(50cc以下)、シルバーカー、物干し竿、漬物樽、スノーダンプ、ストーブ、等	事前申込み	自宅へ収集

(2) ごみ収集箇所

村内には85箇所の収集所があり、排出量に応じた大きさのごみステーションを設置しています。

(3) ごみ収集体制

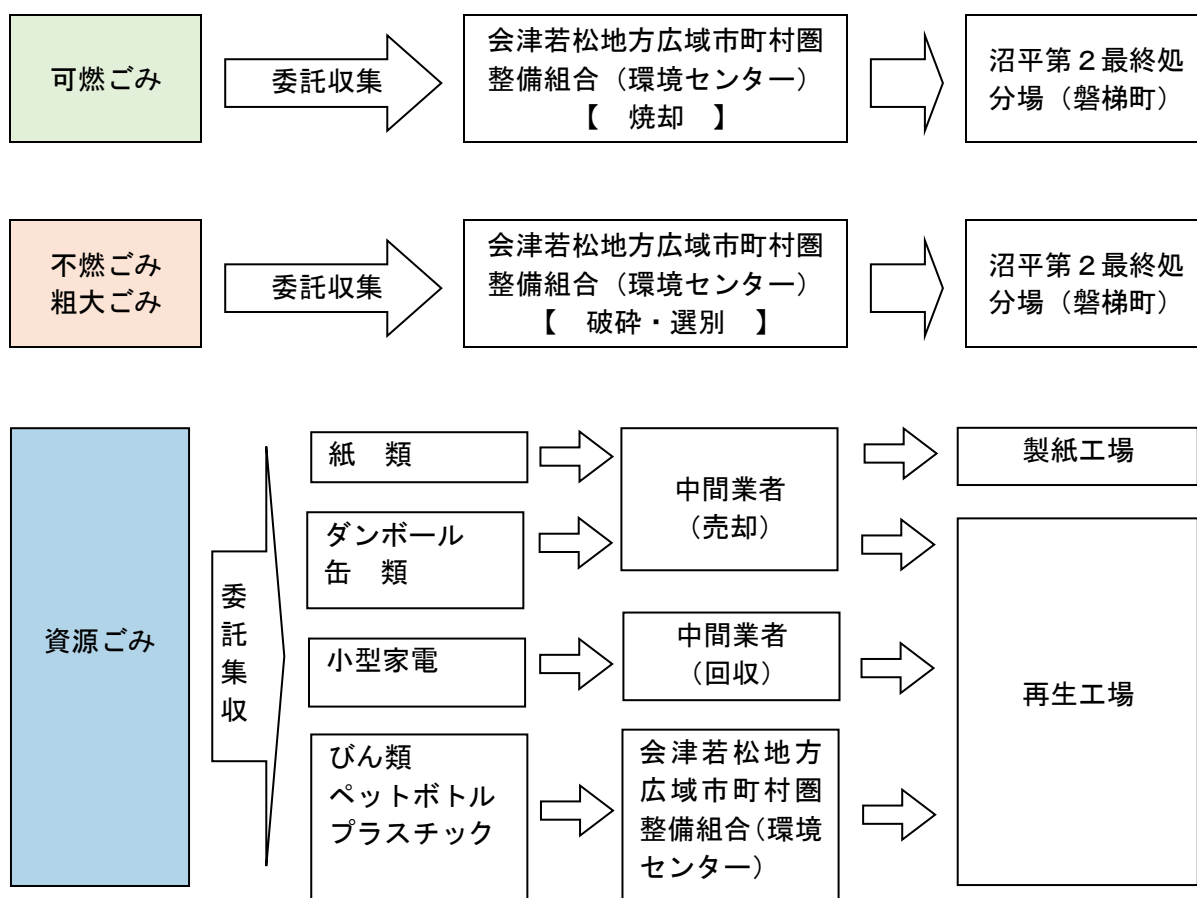
本村におけるごみ収集体制は次のとおりです。

なお、資源ごみの古紙類とペットボトルは小野川地区の倉庫に一時保管し、一般廃棄物処理業許可業者に依頼して搬出をしています。

区 分	収集形態	収集車両	収集頻度
燃えるごみ	委 託	パッカー車	週1～2回
燃えないごみ			2か月に1回
古紙類		ユニック車	4～11月・月1回
缶類		パッカー車	月1回
びん類		ユニック車	4～11月・月1回
ペットボトル		パッカー車	月1～2回
プラスチック製容器包装			
小型家電		トラック	常時
粗大ごみ		ユニック車	常時

(4) ごみ処理体制

収集・運搬から中間処理、最終処分に至るまでの流れを下図に示します。



(5) 一般廃棄物処理施設

ごみの焼却や資源化（中間処理）、埋め立て処分（最終処分）は本村を含む10市町村で構成されている一部事務組合「会津若松地方広域市町村圏整備組合」が運営する一般廃棄物処理施設（環境センター）で行われています。

中間処理施設には、ごみ焼却処理施設、ごみ破碎処理施設、リサイクルセンター及びし尿処理施設があります。

ごみ焼却処理施設（昭和63年12月竣工、処理能力225t/24h）では、平成14年に焼却炉の改造や活性炭噴霧装置を設置しダイオキシン類の低減を図っています。

ごみ破碎処理施設（昭和53年3月竣工、処理能力50t/5h）では、不燃ごみ、粗大ごみを破碎し、4種（鉄分、不燃物、可燃物、プラスチック類）に自動選別されます。

リサイクルセンターは、資源ごみのガラスびん3種、ペットボトルを一時保管するストックヤードからなっており、平成17年4月からは、プラスチック製容器包装の保管も実施しています。

なお、これらの施設は、稼働開始から長年が経過し老朽化が進んでいることから、現有敷地において建替える方針のもと、施設整備を進めています。

最終処分施設（沼平第2最終処分場）では、ごみ焼却処理施設から発生する焼却灰を受け入れています。また、ごみ破碎処理施設の不燃残渣及びし尿処理施設での脱水汚泥（一部）も、同最終処分場で受け入れています。しかし、最終処分場については、沼平第1最終処分場が平成11年4月から埋め立てを開始し、平成15年10月28日で埋め立てを終了したように、現在の第2処分場も埋め立てできる量が残り少なくなっていることから、令和3年度中の竣工を目指して隣接地に新たな施設の整備を進めています。

(6) その他のごみの処理体制

①一時多量ごみ

引っ越しや大掃除等でごみステーションに出し切れない量のごみが一度に発生した場合は、排出者の責任において、本人が会津若松地方広域市町村圏整備組合の処理施設（環境センター）へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者へ委託するか、いずれかの方法で処理しています。

②適正処理困難物・農機具・農業系産業廃棄物

一般廃棄物処理施設では処理できない処理困難物については、春と秋の年2回、農機具・農業系産業廃棄物については年1回、村外の業者による有料収集を行っています。

③家電4品目

家電4品目と呼ばれるエアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機などは、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、排出者の責任において、販売店へ引き取りを依頼するか、指定引取場所へ直接持ち込むか、村が年2回行う有料収集に申込むか、いずれかの方法で処理し、リサイクルされています。

(7) 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理体制

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」に基づき、事業活動により生じた一般廃棄物（事業系一般廃棄物）は事業者の責任において、適正に処理する必要があります。

本村では、村から一般廃棄物処理業の許可を受けた業者に事業者が収集を依頼し、処理を行っています。

(8) 廃棄物処理に係る主な経費の推移

本村における廃棄物処理に係る主な経費の推移は次のとおりです。

区分	(千円)						
	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
廃棄物処理委託料	6,152	6,224	6,287	6,343	6,386	6,398	6,259
資源ごみ等収集処理	1,419	1,462	1,442	1,571	1,666	1,684	1,144
会津若松地方広域市町村圏 整備組合衛生費負担金	8,005	7,754	8,309	8,831	8,257	8,258	8,928

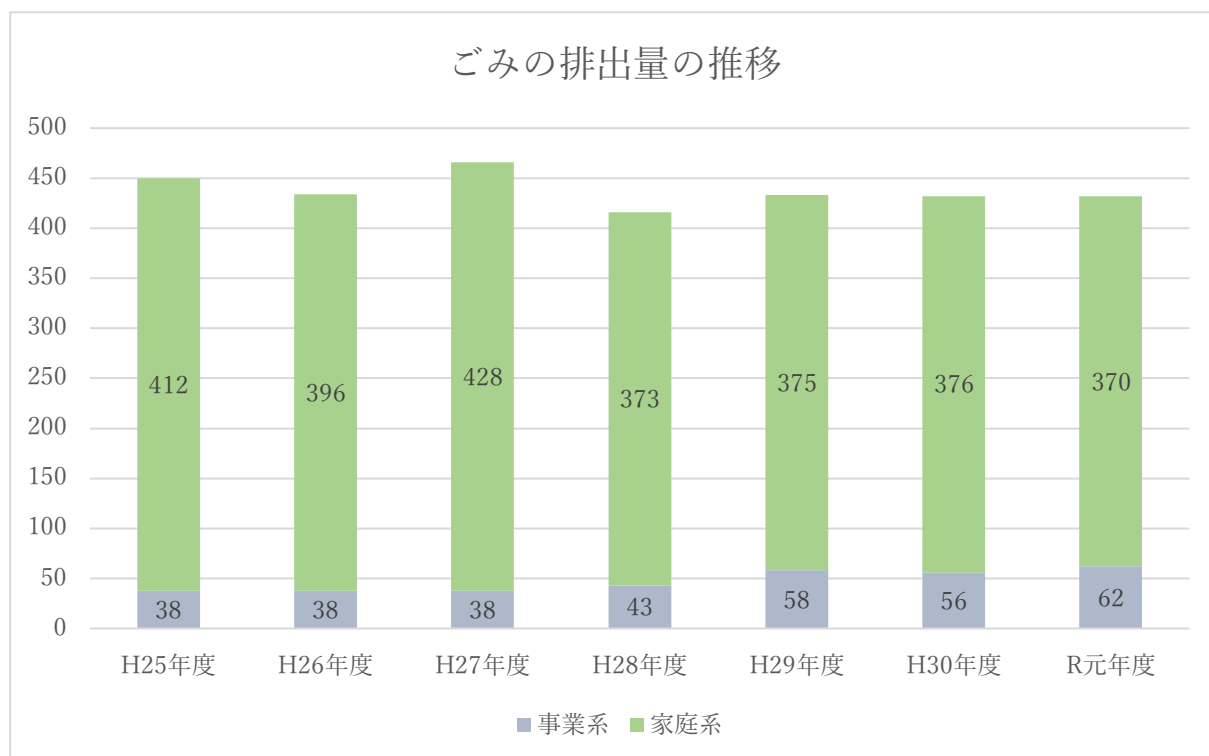
3 ごみ排出量の推移

本村におけるごみの排出量の推移は次のとおりです。

家庭系ごみ排出量は平成28年度に減少し、その後は横ばいで推移していますが、事業系ごみ排出量は平成28年度以降増加傾向にあります。

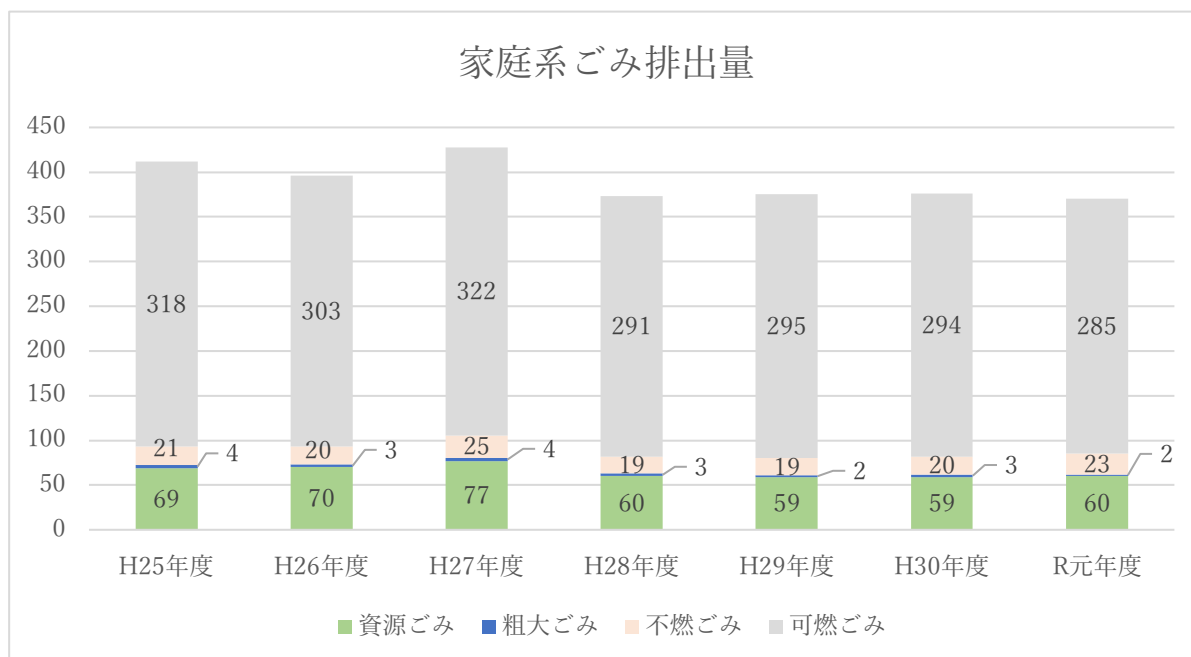
	単位	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
処理対象人口 (10月1日現在)	人	1,467	1,406	1,363	1,331	1,302	1,276	1,258
家庭系	t	412	396	428	373	375	376	370
可燃ごみ	t	318	303	322	291	295	294	285
不燃ごみ	t	21	20	25	19	19	20	23
粗大ごみ	t	4	3	4	3	2	3	2
資源ごみ	t	69	70	77	60	59	59	60
びん類	t	15	14	14	13	12	13	11
缶 類	t	4	4	4	4	4	3	7
ペットボトル	t	3	2	1	2	2	2	2
プラ容器	t	4	4	5	4	3	4	4
紙パック	t	1	1	1	1	1	0	0
紙 類	t	42	45	52	36	37	37	36
事業系	t	38	38	38	43	58	56	62
合 計	t	450	434	466	416	433	432	432
リサイクル率	%	16.0	16.8	17.4	14.8	14.3	14.4	14.6
※一人一日当たりの ごみの排出量(人/日)	g	840	846	936	856	911	928	941

一般廃棄物処理事業実態調査より



(1) 家庭系ごみ排出量の推移

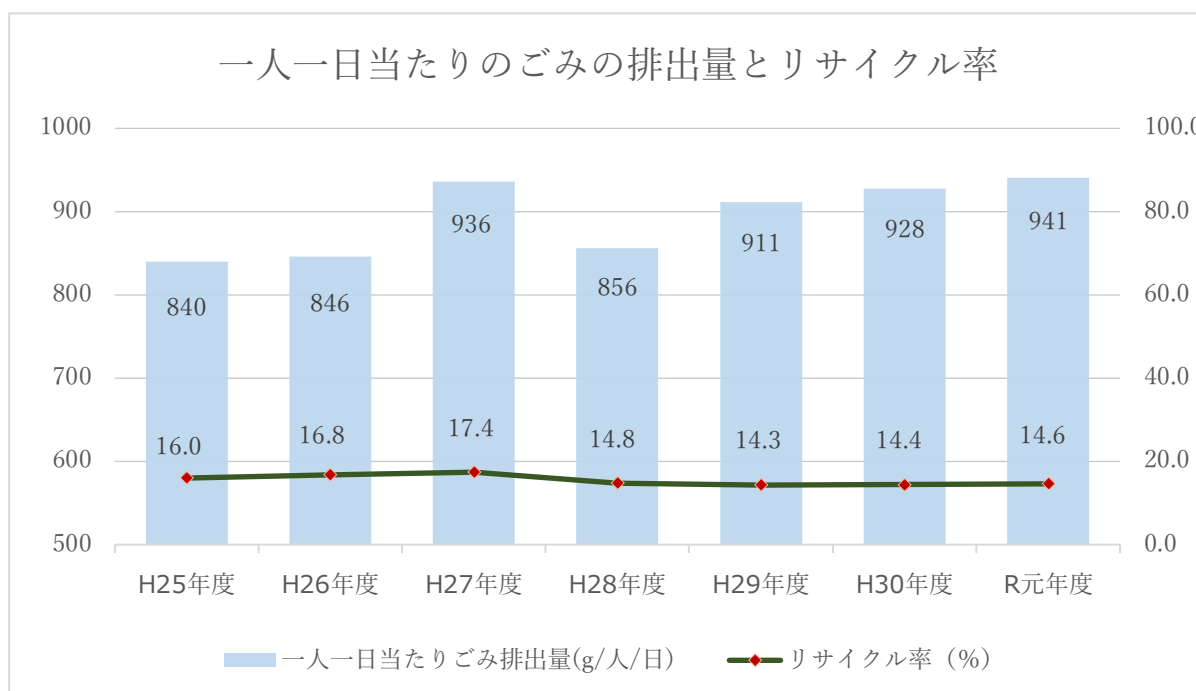
全ての区分において、平成28年度に減少し、その後は横ばいで推移しています。



(2) 一人一日当たりのごみの排出量とリサイクル率

一人一日当たりのごみの排出量は、平成25年度以降年々増加していますが、平成27年度は一時的に増えています。

リサイクル率は平成28年度に減少し、その後は横ばいで推移しています。



4 ごみ処理の評価

人口は減少傾向にあるものの、家庭系ごみの排出量は横ばいで推移しており、一人一日当たりのごみの排出量は年々増加しています。

平成27年度のごみの排出量が一時的に増加した理由としては、転入者が増加した年でもあることから、空き家の利活用に伴うごみの増加や転入者へのごみの出し方や分別の周知不足が影響したものと予想されます。

福島県廃棄物処理計画（期間は平成27年度から令和2年度までの6年間）に示されている目標値と村の実績値を比較すると、令和元年度は、一人一日当たりのごみの排出量とリサイクル率ともに目標値に達していませんでした。

区分／年度	昭和村実績値		福島県実績値	福島県目標値
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度
一人一日当たりのごみの排出量（g/人・日）	928	941	1,029	935 以下
リサイクル率（%）	14.4	14.6	12.9	21.0 以上

5 ごみ処理の課題

（1）ごみ発生抑制の推進

ごみの総量を減らすためには村民一人ひとりがライフスタイルを見直し、なるべくごみを出さない取り組みを推進することが大切です。

事業系ごみについても年々増加傾向にあることから、事業者の自己処理責任を原則として、ごみの発生抑制や減量化・資源化、分別排出の徹底等について指導・啓発を行うことが必要です。

また、村外からの来訪者に対しても村内にごみを持ち込まない、残さないよう協力してもらうことも必要です。

（2）資源化の推進

村では、広報誌等でごみの分別方法について周知を図っていますが、まだ、資源物が汚れたまま出されているなど改善する余地があり、更なるごみ分別の徹底が必要です。

（3）新たなごみ処理施設に関する課題

「会津若松地方広域市町村圏整備組合」が運営する一般廃棄物処理施設の老朽化に伴い、新たなごみ焼却施設を建設する計画が進められていますが、環境負荷の低減や事業費の抑制を図るため、規模が縮小されます。また、各市町村の排出量の実績によって衛生費負担金が算出されることとなる予定です。そのため、今後はより一層減量化を図ることが重要です。

（4）環境教育・環境学習の充実

循環型社会を構築するためには村民、事業者、来訪者、行政の全てが環境問題に関心を持ち、ごみ問題を含めた環境教育を充実させることが大切です。特に、次代を担う子どもたちが、環境問題やごみ処理のあり方について関心が持てるよう、積極的な働きかけが必要です。

（5）環境美化対策に係る課題

村の施策として自然環境の保全・活用が挙げられ、四季折々の風情が楽しめる本村へは、村外から多くの人々が訪れます。しかしながら、山野へのごみの投棄や、不法投棄などが多発し、周辺の環境に与える影響が大きくなってきています。

第4章 計画の基本方針

1 基本的な考え方

循環型社会の考え方の基本である、リデュース（発生の抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の3Rを実現するために村民、事業者、行政の三者がそれぞれ意識を持って実践していかなければなりません。

本計画では「みんなでつくる循環型のむら」を基本理念とし、環境への負荷を少なくする循環型の住みよい環境づくりを目指します。

2 基本方針

基本理念の実現に向けて、以下の基本方針を定め、取り組んでいきます。

（１）廃棄物の減量化・資源化の推進

- ・村民、事業者、行政の連携によりごみの減量化を図ります。
- ・分別の徹底により資源ごみ回収量の増加を目指します。
- ・情報発信、啓発活動を強化します。

（２）ごみの適正処分

- ・村で収集したごみは、安全かつ適正に処理します。
- ・行政による収集が困難な廃棄物の適正処理を誘導します。
- ・家庭ごみ処理有料化の検討を行います。
- ・事業系ごみの実態を把握し、啓発・指導を徹底します。

（３）環境美化の推進

- ・不法投棄の防止に努めます。
- ・環境教育やマナーの向上に向けた意識の醸成を図ります。

第5章 計画の目標値

1 ごみ排出量の予測

平成25年度以降の推移をみると、人口は減少傾向にあるものの、家庭系ごみの排出量は横ばいで推移しており、一人一日当たりのごみの排出量は年々増加しています。今後も高齢化による分別困難、空き家の片付け等、ごみの増える要素も考えられます。

今後新たな施策によって、ごみ排出量の将来値を目標年度までの期間に削減していかなければなりません。

2 計画の目標値

本計画では、以下の2つの項目を指標として定め、目標値を設定します。

(1) 一人一日当たりのごみの排出量

第6次昭和村振興計画に示されている目標値868g/人・日を中間年度である令和7年度の目標値とし、第四次循環型社会形成推進基本計画に示されている目標値850g/人・日を最終年度である令和12年度の目標値として定めます。

令和元年度

実績値 941 g/人・日

令和7年度（中間）

目標値 868 g/人・日

令和12年度（最終）

目標値 850 g/人・日

<参 考>

国の目標値（令和7年度）850 g/人・日

県の目標値（令和2年度）935 g/人・日

(2) リサイクル率

第6次昭和村振興計画に示されている目標値20.2%を中間年度である令和7年度の目標値とし、福島県廃棄物処理計画に示されている目標値21%を最終年度である令和12年度の目標値として定めます。

令和元年度

実績値 14.6%

令和7年度（中間）

目標値 20.2%

令和12年度（最終）

目標値 21%

<参 考>

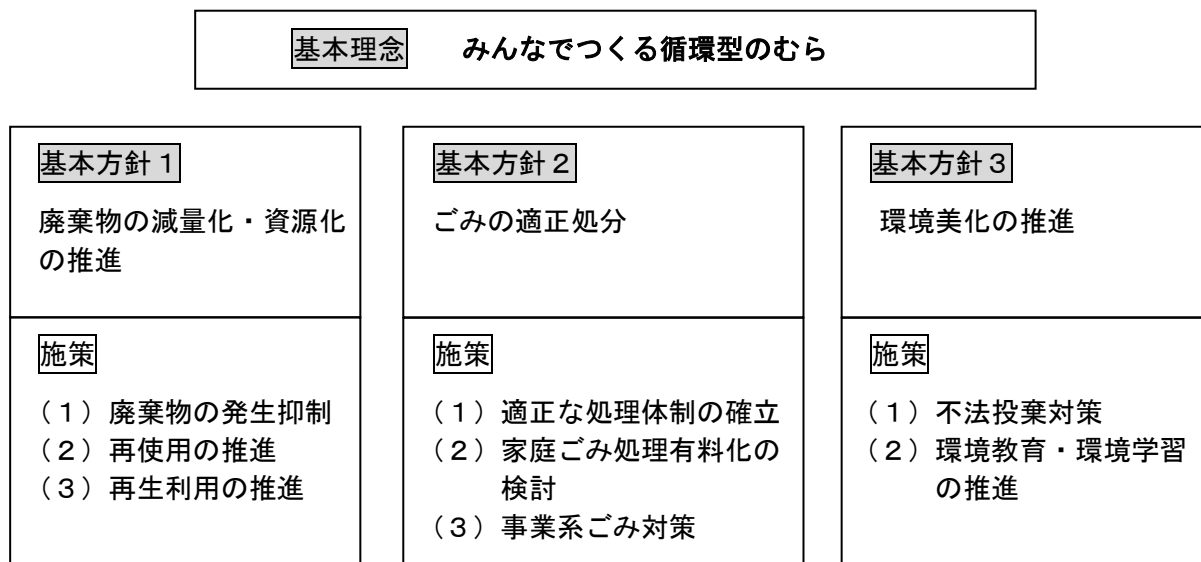
国の目標値（令和2年度）27%

県の目標値（令和2年度）21%

第6章 計画の基本施策

1 体系図

前章における目標値を達成するため、第4章で定めた基本方針に基づき展開する施策を体系化し、以下に示します。



2 基本施策

基本方針1 廃棄物の減量化・資源化の推進

(1) 廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）

① 生ごみの減量

環境センターにおいて実施したごみ質の分析結果をみると、可燃ごみの約10～15%が生ごみとなっています。一般的に生ごみの80%が水分であることから、生ごみの水分を減らすことで、ごみの重量減少や燃焼効率の向上につながります。

● 村民の取り組み

- ・ 食材の「使いきり」「食べきり」「水きり」の“3きり運動”
- ・ 生ごみ処理機、コンポスト容器の活用

◆ 事業者の取り組み

- ・ 3010運動※の呼びかけ（※宴会時の最初の30分と最後の10分は料理を楽しむ美味しく食べきる）
- ・ 食べきりのためのメニューの検討や持ち帰りができるようにする
- ・ 売れ残った商品等の適正なりサイクル

② 容器包装廃棄物の削減

ごみを出さない取り組みの一つとしては、無包装品や簡易包装品の選択による包装容器の削減が掲げられます。また、令和2年7月にはプラスチックごみ削減のため、レジ袋が有料化されました。

● 村民の取り組み

- ・ 詰め替えできる商品の選択
- ・ マイバッグ、マイボトル等の利用

◆ 事業者の取り組み

- ・ 簡易包装の推進

③ごみになるものを増やさない

ごみになるものそのものを減らすことは、ごみの減量に直結します。安いからといって使わないものを購入しない、譲り受けない、チラシや広告物を受け取らないなど、必要なものの選択が大切です。

■行政の取り組み

- ・廃棄物の発生抑制のための広報、周知、啓発

(2) 再使用（R e u s e : リユース）の推進

リユースはリデュースに次いで優先順位が高く、環境に良い取り組みであるとして推奨されており、民間のリサイクルショップやインターネットを通じた流通も増加しています。

村では子ども服のおさがりボックスを設置し、再使用の推進を図っています。

●村民の取り組み

- ・リサイクルショップ等の活用や必要な方への譲渡など

■行政の取り組み

- ・子ども服のおさがりボックスの設置
- ・再使用のための広報、周知、啓発

(3) 再生利用（R e c y c l e : リサイクル）の推進

①紙ごみのリサイクルの徹底

環境センターにおいて実施したごみ質の分析結果からも、可燃ごみの中にリサイクルできる紙類が多く含まれていることが分かっています。無駄な紙類の使用を抑制するとともに、紙類の分別を徹底し、リサイクルを図ることが重要です。

村では令和2年度から紙ごみのリサイクルボックスを設置し、常時回収可能な体制を整えています。

●村民の取り組み

- ・段ボール、新聞紙、雑誌、雑がみ※の分別を徹底し、リサイクルを図る（※名刺、はがき、封筒、ノート、コピー用紙、カレンダー、トイレットペーパーの芯など）
- ・簡易包装やマイバッグの利用で紙ごみの削減

◆事業者の取り組み

- ・資源になる紙類（段ボール、雑がみなど）のリサイクルの推進
- ・ペーパーレス化（文書の電子化）の推進
- ・簡易包装の推進

■行政の取り組み

- ・庁舎及び公共施設におけるリサイクルの推進
- ・ペーパーレス化（文書の電子化）の推進
- ・リサイクルボックスの設置
- ・紙ごみのリサイクルに対する広報、周知、啓発

②プラスチック製容器包装のリサイクルの徹底

可燃ごみの中に洗えばリサイクルできるプラスチック製容器包装も多く含まれています。きちんと汚れを落として分別を徹底し、リサイクルを図ることが重要です。

●村民の取り組み

- ・きれいに洗って、乾かし、資源ごみに分別
- ・簡易包装やマイバッグの利用でプラスチック製容器包装の削減

◆事業者の取り組み

- ・簡易包装の推進

■行政の取り組み

- ・庁舎及び公共施設におけるリサイクルの推進
- ・プラスチック製容器包装のリサイクルに対する広報、周知、啓発

③小型家電のリサイクルの徹底

小型家電リサイクル法に基づき、令和３年度から家庭で不要となった家電リサイクル法対象の４品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣料乾燥機）を除く、多くの家電製品を対象に回収を行い、不燃ごみの削減と資源の有効利用促進を目指します。

●村民の取り組み

- ・小型家電の分別を徹底し、リサイクルを図る

■行政の取り組み

- ・庁舎及び公共施設におけるリサイクルの推進
- ・小型家電のリサイクルに対する広報、周知、啓発

基本方針２ ごみの適正処分

（１）適正な処理体制の確立

村は適正な収集運搬体制の確保に努め、委託業者と連携しながら村民の分別意識を高めるための啓発・指導に取り組んでいきます。

また、村で収集したごみは、整備組合において構成市町村から排出されるごみを含めて適正に処理されています。今後も整備組合と連携を図りながら、将来にわたり安定した継続的なごみ処理を第一に考え処理を進めていきます。

（２）家庭ごみ処理有料化の検討

家庭ごみ処理有料化は、経済的な動機付けによって、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めることを目的とするもので、平成１７年には国の方針として明確化され、可燃ごみ・不燃ごみについては、県内で２３市町村（３９％）が有料化しています。（平成２９年度末現在）

今後のごみ排出量の推移等を見ながら、有料化実施の市町村の様子や近隣町村の動向を勘案し導入について検討します。

（３）事業系ごみ対策

①排出事業者の処理責任の徹底

事業系ごみの適正化を図るため、事業系ごみの実態を把握し、排出事業者処理責任を基本に、適正な分別・運搬に向けた啓発・指導を実施します。

また、ごみを多量に排出する事業者に対しては、指導の徹底を図るなど、減量化の取り組みを促します。

②一般廃棄物処理業の許可

事業系ごみの収集運搬は許可制により実施しますが、ごみの排出量が今後、急激な増加をすることは予想されないため、現在の許可業者で充分に対応できる体制にあります。したがって、新たな許可は業者乱立による混乱も予想されるため、ごみ減量化のための技術導入など、特色ある計画の具体性などを考慮した上で対応します。

基本方針３ 環境美化の推進

（１）不法投棄対策

①監視・指導体制の強化

不法投棄を未然に防ぐため、県より委嘱された不法投棄監視員や地域と連携した監視・指導体制の強化を図ります。

②ごみステーションの管理、責任等

ごみステーションは各地区で管理することとし、ごみステーションへ不法投棄されないための対策についても考慮します。

③不法投棄されない環境づくり

令和元年に「日本で最も美しい村」連合に加盟した当村では、美しい景観や環境に配慮し、後世に残していくことが大切です。万が一不法投棄があった場合は、その原因者を警察等の協力を得ながら捜し、撤去させるとともに、不法投棄場所の清掃や看板の設置などによって不法投棄されない環境づくりを進めます。

また、どういう場所が不法投棄されやすいかをみんなで考え、その改善策や防止策などを話し合う機会を提供します。

(2) 環境教育・環境学習の推進

①体験型学習の導入

ごみの現状を実感し理解するために、整備組合見学会の導入を積極的に要請します。また、小中学校の総合的な学習の時間や、各地区の活動の中でごみ減量化や河川の清掃など体験的な活動を要請、支援します。

②中学校資源回収活動の継続

現在、中学校で行われている資源回収は、減量化・再資源化の点で有効であるばかりでなく、地域と学校とのコミュニティ育成や環境学習の場としても役立つことから、今後とも継続を支援します。

③情報提供・学習機会の充実

ごみを減らし、村をきれいにするためには村民・事業者・行政が一体となって取り組むことが必要です。そのために、行政は実施しようとしている施策や仕組みを村民や事業者に公表し、理解してもらうよう努力します。

また、ごみ排出の現状と課題、環境問題等に関する知識を深め、それを今後の行動に役立てられるよう、広報誌やホームページでの情報提供及び、地区等に出向いての啓発活動を実施します。

第7章 計画の進行管理

本計画をより実効性のあるものとするため、次により本計画に掲げた数値目標等の達成状況の進行管理を行うとともに、各種施策の見直しや新たな施策の検討を行い、その結果等を検討します。

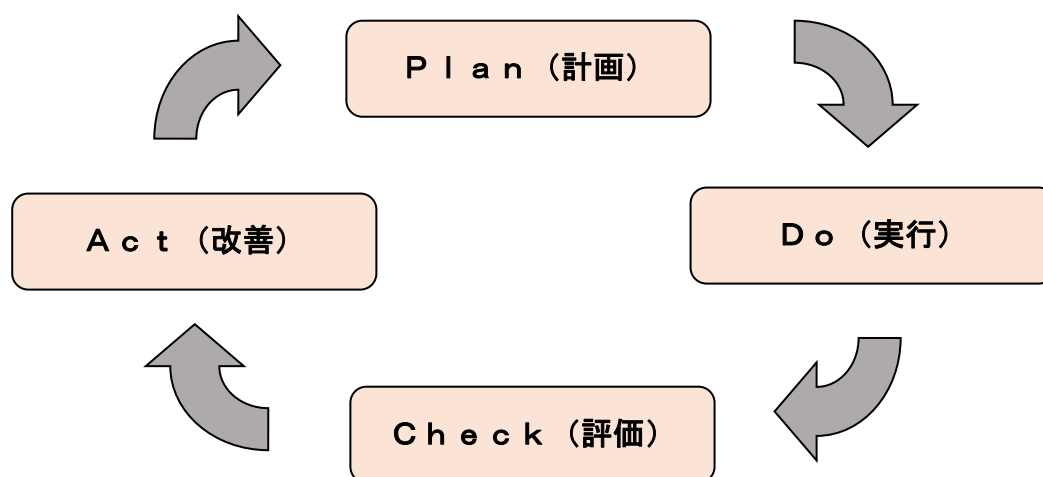
(1) 現状把握

処理量等の現状把握については、一般廃棄物処理実態調査、産業廃棄物処理計画実施状況報告、産業廃棄物処理業者の収集運搬や処分の実績の報告により行うこととします。

(2) 数値目標等の達成状況の進行管理

毎年、現状把握したデータを評価・分析し、目標に対し進行状況が遅れている場合は事業者や関係機関に適切な対応を促すとともに、各種施策の見直しや新たな施策を検討するなどPDCAサイクルによる進行管理を行います。

■PDCAサイクルのイメージ



計画 (Plan)	一般廃棄物処理計画を策定（改定）し、計画の趣旨・目的・目標について広く周知を行います。
実行 (Do)	本計画に示す施策を村民・事業者とともに実施します。
評価 (Check)	各施策の進捗状況や目標達成状況の評価を行い、ゴミ処理状況と合わせて村民・事業者等へ公表するとともに、意見や提言等の直接対話ができる機会を設け、積極的に村民・事業者の意見を聴取し、施策に反映していきます。
改善 (Act)	評価の結果を基に、基本計画及び実施計画の見直しを行います。

付録 用語の解説

本文で使用、もしくは関係した用語の意味について、５０音順で解説します。

あ 行

○会津若松地方広域市町村圏整備組合

地方自治法第２８４条第２項に基づき設立された一部事務組合です。昭和４７年に設立され、消防業務や介護認定業務、構成市町村職員の研修などの業務を実施してきましたが、平成１８年８月末に会津地区広域事業組合の解散に伴い、同９月からはごみ処理、し尿処理業務も実施しています。

○委託業者

家庭から排出される廃棄物の収集運搬業務は、本来村が行わなくてはなりませんが、この業務を村から委託を受けて行っている事業者のことをいいます。

○一般廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥等の汚物又は不要な物であって、固形状又は液状のものとされています。このうち、事業活動に伴って生じた廃棄物で燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類やその他政令で定める廃棄物のことを産業廃棄物といい、それ以外の廃棄物を一般廃棄物といいます。廃棄物処理法において、市町村には区域内の一般廃棄物の処理責任が規定されています。

○一般廃棄物処理業許可業者

「昭和村廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、一般廃棄物の収集、運搬を行う者は村の許可が必要です。

か 行

○家庭系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物です。

○家庭ごみ処理有料化

「有料化」とは、市町村が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為を指します。手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に依頼する場合については、「有料化」に該当しません。有料化により、費用負担を軽減しようとする動機付けが生まれ、ごみの排出量の抑制が期待できます。

○家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」のことをいいます。一般家庭や事務所から排出された家庭用電化製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機）から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

○小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」のことをいいます。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等に利用されている有用金属等の再資源化を促進する法律です。廃棄物の適正な処理及び資源の有効な資源の確保と生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されました。

さ 行

○最終処分場

整備組合におけるごみの最終処分地を、磐梯町にある沼平第2最終処分場としています。平成15年10月に搬入が開始されました。埋立容積は151,480立法メートルで、この施設に埋め立てできる量が少なくなっていることから、令和3年度中の竣工を目指して新たな最終処分場を磐梯町（第2処分場隣接地）へ整備中です。

○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいいます。一部には排出業種が特定されています。その処理責任は事業者が負い、指導等は都道府県が所管しています。

○事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物のことです。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条第1項により、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

○資源物

市町村が収集する廃棄物のうち、再利用を目的として分別して収集する物、または、廃棄物のうち再利用可能な物をいいます。

○資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」のことをいいます。循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進するため、特に事業者に対して3Rの取り組みが必要となる業種や製品を指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を定めた法律です。10業種・69品目を指定して、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。

○循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。「循環型社会形成推進基本法」では、まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

○循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律で、資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことが目的で、以下の特徴があります。

- （1）循環型社会の定義を明らかにしました。
- （2）廃棄物や生産活動で排出される不要物などのうち、売れるか売れないかに関わらず、再び利用できるものを「循環資源」と定義し、循環資源の再使用やリサイクル推進を定めました。
- （3）廃棄物処理やリサイクル推進における「排出者責任」と「拡大生産者責任」を明確にしました。
- （4）廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、発生抑制（ごみを出さない）→再使用（リユース）→再生利用（リサイクル）→熱回収（サーマルリサイクル）→適正処分 と定めました。

○3R（スリーアール）

循環型社会を形成していくための3つの取り組み（Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用））の3つの英語の頭文字をとったものです。3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められています。

た 行

○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーPCB（CO-PCB）からなる三種類の化合物群の総称で、その多くはゴミなどを燃焼する課程で発生します。動物実験では、発がん性、生殖毒性、免疫毒性、神経毒性などが報告されています。

○中間処理

廃棄物の収集後、破碎、選別、焼却等の処理を加え、ごみを減量または減容化すること、もしくは資源物を選別することをいいます。

は 行

○廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことをいいます。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的です。排出される廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物とに分類し、それぞれを適正処理する枠組みを規定しています。特に一般廃棄物については市町村が処理責任を負うものとしており、市町村の廃棄物行政にとって基本的な法律です。

○排出者責任

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条第1項において、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされており、また、同法第11条第1項において、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされています。

○PDCAサイクル

Plan（計画）⇒ Do（実行）⇒ Check（評価）⇒ Action（改善）、のサイクルを繰り返し行うことで、業務を継続的に改善していく手法のことです。

○プラスチック製容器包装

容器包装リサイクル法で対象とされた「容器包装」のうち、プラスチック製のものをいいます。「容器包装」とは、商品を入れたり包んだりする「容器」や「包装」のうち、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものを指します。対象となるものには、基本的にプラマークがついています。

や 行

○容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のことをいいます。家庭から出るごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっています。

ら 行

○リサイクル（再生利用）

ごみを原料（資源）として再利用することで、「再資源化」といわれることもあります。具体的には、使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収したものを、利用しやすいように処理し、新しい製品の原材料として使うことを指します。

○リサイクルセンター

整備組合で資源ごみのストックヤードとして整備されているものをいいます。

○リサイクル率

リサイクル率とは、発生した廃棄物のうち、回収した資源量の割合です。計算式は、リサイクル率（％）＝（直接資源化量＋中間処理後の資源再生利用量＋集団回収資源量）／（ごみ処理量＋集団回収量）×１００です。分子の集計は再資源化量といいます。そのうち、直接資源化量とは、再資源化等を行う施設を経ずに直接再生業者等に搬入される量のことです。

○リデュース（発生抑制）

製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや、廃棄物の発生を少なくすることをいいます。３Ｒではリユース・リサイクルよりも、リデュースを優先的に実施すべきとされています。消費者の視点では、必要のないものは買わない、使い捨てのものなどごみになりそうなものは利用しないことなど、事業者の視点では、製造工程における原材料の削減、簡易包装の普及などの取り組みがあります。

○リユース（再使用）

一度使用して不要になったものをそのままの形でもう一度使うことです。不要になったがまだ使えるものを他者に譲ったり売ったりして再び使う場合や、生産者や販売者が使用済み製品、部品、容器などを回収して修理したり洗浄してから、再び製品や部品、容器などとして使う場合があります。